2021年3月23日　参議院総務委員会　会議録抄

地方税・地方交付税法改正案 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

　地方税法、地方交付税法の質疑の入る前に、総務省の接待問題、外資規制違反についてお伺いいたします。

　総務省幹部の接待問題に菅総理の御子息が関与していることから、多くの方が総務省に残念ながら不信を抱いています。

　参議院予算委員会で、接待問題をめぐる中で、小西議員の指摘によって、放送関連会社東北新社が受けていた衛星放送事業の認定が実は外資規制違反であったということが明らかとなりました。

　外資規制違反は、東北新社にとっては認定の取消しになるかどうか、東北新社以外のほかの企業にとってみれば、ある意味認定のチャンスがあったかもしれないという、様々なところに利害や損害といった大きな影響を及ぼすものです。

　総務省は、この認定事業、認定という強い権限を有していますが、その強い権限を実行するときに何が必要と考えているか、最初にお伺いいたします。

○吉田博史　総務省情報流通行政局長　お答えいたします。

　衛星基幹放送の業務の認定につきましては、審査基準について広く意見募集を行って、審査基準を広く意見募集を行って定め、公募に際しては申請希望者に対し説明会を実施し、審査に当たりましては放送法第九十三条及び審査基準に沿って行い、また、審査の結果の公正性、客観性を担保する観点から、外部有識者から成る電波監理審議会で御審議いただき、その答申に基づいて行っております。このように、法令により透明性、公平性を持った形で実施することが重要であると考えております。

**○岸まきこ**　今御答弁いただいたように、やっぱり公平、公正性とか客観性とか、法令に基づいて透明、やっぱり公正というのが一番重要だと思います。特に、職務に関連した行為として、職権濫用だとか収賄だとかに類似する行為には細心の注意がやっぱり必要だと私は考えます。

　この適正、公平を担保するために外資のチェックが重要になっていたと考えられますが、総務省の独自ルートでのこの有価証券のチェックというものはしていなかったということなのか、また、なぜ、してこなかったとすれば、なぜチェックをしてこなかったのか、教えてください。

○吉田博史　総務省情報流通行政局長　お答えいたします。

　衛星基幹放送事業者の認定に係る外資規制の審査は、申請する者が申請書の欠格事由の有無について申告し、総務省において、申告が行われたチェック欄を確認することにより行われております。二〇一七年一月の東北新社のザ・シネマ４Ｋの業務に係る認定時におきましても、このような方法により確認したものでございます。

　本件は、東北新社の申請におけるミスもございましたが、認定当時のプロセスにおいて総務省側の審査も十分でなく、こうした事態が生じたことを重く受け止めており、再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　一つ一つの体制にやっぱり問題があったと言わざるを得ません。東北新社と総務省で外資規制違反の報告を受けたのか受けていないのかで、現在もそごが出ている状況です。これも、記憶でしか残っていないからではないでしょうか。通常、公務職場では、人の記憶ではやっぱり曖昧になりますし、覚えているとか覚えていないとかになりますし、証拠にもならないので、記録をきちんと取るものだと私は考えます。

　公文書管理法第四条には文書の作成が義務付けられています。しかし、こういう問題が生じているということは、そごがあるという問題が生じているということは、総務省として、公文書の作成という作業は個人の判断に委ねられていたということなのでしょうか。本当に挨拶だけとかというのであれば、軽微なものに入って、面談記録というのは必要のないことなのかもしれませんが、公平とか公正とか、特にこの取消しにも関わるような大事なものでした。こういったものの場合に、適正な業務を遂行するためには、やっぱりこの面談記録をきちんと作成して文書を残すことが重要です。

　個人の判断ではなく組織として文書管理に関する意思統一が図られていたのかどうか、お伺いいたします。

○原邦彰　総務省大臣官房長　お答えいたします。

　行政文書の管理については、公文書管理法や行政文書の管理に関するガイドラインに基づき定めた総務省行政文書管理規則等に基づき適正に行われるべきものと承知しております。

　具体的には、公文書管理法の下、総務省行政文書管理規則において、総務省における経緯も含めた意思決定に至る過程及び総務省の事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならず、また、省内部の打合せや外部の者との折衝等を含め、業務に係る政策立案や事務事業の実施方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成するものとするとされておりまして、それぞれの部局において、これらに沿って対応すべきものと考えております。今後も、関係法令を遵守し、適切な運用を行う必要があると考えております。

　なお、今、東北新社の外資規制をめぐる聞いた聞いていない等の問題につきましては、私ども立ち上げました第三者による検証委員会、ここで、行政がゆがめられているかどうかという観点から、その点についても十分御審議がいただけるものではないかというふうに存じております。

**○岸まきこ**　やっぱりみんながきちんと記録を残すというふうにしていかなきゃいけないと考えます。武田大臣、これ、決して職員だけの問題ではないと思えるんです。

　ここ最近、総務省のみならずほかの省庁も含めて、政府は公文書の管理が曖昧になり過ぎているのではないかと疑わしいところが残念ながらあるんですね。根源をたどっていけば、残念ながら政権のおごりなのではないかなと感じるところがあります。

　コロナ対策に向かっていかなければならない中、信頼、信用というのがとても大事になってきます。疑わしくないというのであれば、積極的に調査、報告をお願いできますか。大臣、お願いします。

○武田良太　総務大臣　公文書の管理については、今後とも公文書管理法や総務省行政文書管理規則等を遵守し、適切な運用は図ってまいりたいと考えております。

　また、外資規制の違反については、東北新社の申請におけるミスが主たる原因であるとはいえ、総務省側の審査も十分でなかった、これはもう我々も考えておりまして、こうした事態を二度と起こさないよう審査体制の強化についても検討をしてまいりたいと思っております。

　更なる再発防止策についても必要性を含めて検討の上、コンプライアンスを徹底的に確保し、信頼回復に努めてまいりたいと考えます。

**○岸まきこ**　じゃ、このことは以上にして、次に災害特別交付税についてお伺いいたします。

　十六日開催のこの総務委員会においても議論がされていましたが、今年、大変この大雪に伴う特別交付税が必要になっていた年でした。三月十九日に閣議決定がされて、今年度の特別交付税三月分の配分が決まりまして、二十二日に各自治体へ交付が決定となりました。金額についても、昨年十二月から北海道、東北、北陸地方など大雪による被害を受けた地域にも御配慮をいただきまして、特別交付税で措置される除排雪経費が過去最大の六百八十億円としていただいたことに、この場を借りまして感謝を申し上げます。

　ただ、雪が、ここ最近、やっぱり気候変動があるのか分からないのですが、四月以降ももしかしたら降るかもしれないという事態があります、時々ですが。また、雪が解けてからでなければ分からない被害というのも多くありまして、三月になったらもう大丈夫でしょうと思ったら、実は三月、四月に入っても集中的に雪が降るということも、まれにですが、あります。

　そういった災害は、農業被害とかは別な支援となるんですが、四月に入ってからも除排雪が必要な場合も考えられたときに、必要な経費は各自治体に寄り添って引き続き支援をお願いできますか。そのことを確認したいと思います。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　地方団体の除排雪経費につきましては、普通交付税の算定において標準的な所要額を措置いたしまして、実際の所要額がその措置額を超える場合には特別交付税により更に対応することといたしております。

　先ほどお話もございましたように、今年度の特別交付税、二十二日、三月分を交付させていただきましたけれども、各地で平年を大きく上回る大雪に見舞われたところでございまして、除排雪経費の実態を丁寧に把握した結果、算定額は過去最大の六百八十億円となったところでございます。

　お話の本年四月以降に除排雪経費が生じる場合でございますけれども、その経費を含めまして令和三年度において措置をすることといたしておりまして、今後とも地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　引き続きよろしくお願いいたします。

　次に、東日本大震災以降、毎年のように大きな災害が起きています。総務省はこれまで、この被災自治体へ中長期の応援職員派遣の協力をお願いしてきました。被災自治体では、深刻な人手不足もありまして、助かっているという声を聞きます。一方で、この応援職員、ほかの自治体から来てもらった職員に頼らざるを得ない事態というのが常態化をしています。言わば、自分の町の職員ではなくて、ほかの町から応援に来ている職員がいなければ仕事が成り立たないというようなことが常態化しているということです。

　東日本大震災から十年たちました。被災自治体の課題として、この応援職員が年々減少しているという問題があります。引き揚げた後の行政執行体制の確保を心配している声が多くなってきています。特に福島県については、帰還困難区域の問題などがありまして、なかなか帰還できずに、住民の方が帰還できずにほかの自治体に避難を続けているという事例も多くあります。

　自治体の職員は、災害復旧とか避難先の避難者の支援など、引き続き必要な業務がたくさんあります。応援職員の派遣が少なくなっている中で、行政執行体制や災害対応に必要な体制を確保すべきところですが、こういった問題を総務省としてどう考えているか、お伺いいたします。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　総務省では、東日本大震災など大規模災害の被災団体に対しまして、地方三団体と連携をした中長期の応援職員の派遣制度により、全国的な派遣調整を行っております。また、被災団体が地方自治法に基づき中長期の派遣職員を受け入れる場合や復旧復興業務への対応のための職員採用を行った場合に、その必要な経費について財政措置を行わせていただいております。

　最近では、東日本大震災等の被災自治体における復旧復興事業の進捗等によりまして、被災自治体が全国的な派遣調整を要望する数は減少してきているものの、依然として人員確保が必要な状況であるというふうに承知をしております。

　このため、昨年十月にも総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長に対し書簡を発出いたしまして、中長期の応援職員の派遣について格別の御協力を改めて依頼をさせていただきました。また、被災市町村で働く意欲のある地方公共団体のＯＢ等の情報を被災市町村にも提供いたしております。

　引き続き、全国の地方公共団体に対しまして応援職員の派遣について積極的に働きかけを行うなど、被災自治体において必要な人材確保ができるよう継続して取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　本当に、被災した自治体では、職員の数が元々、小泉・竹中構造改革のときに削減をしたり市町村合併で職員の削減をしてきたということもあって、相当人手不足というか人員不足があったところに災害が起きているという問題があります。本当であれば、自立という意味ですかね、自治体として行政を保っていくためにも自分たちの自治体での職員を採用することが一番大事なんですが、本当に、災害を受けたときにはほかの応援職員に頼らざるを得ないというような実態があって本当に悩ましいところで、今もなお考えて、困難に向き合っているところにあります。引き続き、先ほども財政措置、採用したら財政措置すると言っていただきましたが、必要な職員が確保できるように交付税の確保などをお願いしたいと思います。

　それと、二〇二〇年の七月に、九州豪雨災害の自治体でも同様のことが懸念されていました。応援職員によって成り立ってはいるんですが、いつまでも外部からの人材に頼らざるを得ない状況ではいけないんじゃないかということを言っていました。この九州においては、二〇二〇年の災害じゃなくて、毎年のように災害があるので、過去にも災害があったところが、まだその職員が長らくずっと長時間労働が続いているんですが、こういった自治体でメンタルヘルス不調を訴える職員が増えているという実態があります。

　そこでお伺いしたいのは、災害時のこの自治体職員のメンタルヘルス対策への支援というのをお伺いいたします。どうなっているでしょうか。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　大規模災害などで被災した地方公共団体におきましては、災害対応業務に従事する職員が十分な休養を取得できないといった状況が続くことなどによりまして心身の負担が過度になり、メンタルヘルス不調を来すことが懸念されるところでございます。

　そのため、総務省としては、被災地方公共団体に対して、各共済組合が実施する健康相談事業や地方公務員安全衛生推進協会が行いますメンタルヘルス対策支援専門員派遣事業などにつきまして積極的に活用し、健康確保に努めていただくよう助言をしているところでございます。また、本年三月に、地方公務員災害補償基金におきまして、地方公共団体が取るべき災害時における職員へのメンタルヘルス対策につきまして、新たにそのマニュアルを作成したところでございまして、これを各地方公共団体に対しても周知を図っているところでございます。

　今後とも、これらの事業やマニュアルを積極的に活用し、職員の健康確保に努めていただくよう助言するなど支援を行ってまいります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。引き続き対策の方をお願いいたします。

　先にこの災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアルいただいて、大変良いものだと思いました。ホームページ見たらまだアップされていないみたいなので、できる限り多くの方に知っていただいて、多くの自治体に知っていただいて、こういったものを活用していただくように努めていただきたいと思います。

　大臣の所信でも触れておりましたが、河川のしゅんせつ工事を望む自治体は多いです。今回、防災重点農業用ため池等について緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加するなど、地方財政措置を拡充していただきました。希望する自治体が全てしゅんせつできるようにしていただきたいです。みんなが順番待ちでは困るのと、しゅんせつは定期的に、川底にすぐ土がたまってしまったりするので、定期的に行うことが重要です。

　継続的な財政措置が必要なんですが、そういった御検討をいただけますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　近年、災害が激甚化、頻発化いたしまして大規模な河川氾濫などが相次ぐ中、河川などにおける堆積土砂の撤去は喫緊の課題となっております。

　このため、関係省庁と連携いたしまして、地方団体が緊急に実施する必要がある危険箇所を解消するためのしゅんせつ事業につきまして調査をしたところ、必要な事業費は約五千億円と見込まれたところでございます。これに緊急的に対応いたしますため、緊急浚渫推進事業費を創設いたしまして、令和二年度から六年度までの五年間、地方債を特例的に発行できることとし、その元利償還金の七〇％を交付税で措置することとしたところでございまして、事業費として、五年間で必要な事業費約五千億円を見込んだところでございます。

　また、お話にもございましたが、近年の豪雨災害におきまして、農業用ため池などの決壊によりまして大きな被害が発生したことを踏まえ、危険箇所解消のために必要なため池などのしゅんせつの事業量を農水省と連携して調査をいたしましたところ四百億円が見込まれたところでございますので、令和三年度よりしゅんせつの対象施設に防災重点農業用ため池などを追加するよう、現在御審議いただいている法案に盛り込ませていただいたところでございます。この農業用ため池等の追加でございますとか令和二年度の実績を踏まえて、令和三年度地方財政計画の計上額は前年度比二百億円増の一千百億円としたところでございます。

　まずは、国土交通省や農林水産省と連携し、地方団体が本事業の活用により令和六年度までに緊急性の高い箇所のしゅんせつを完了することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。その上で、本事業の期間終了後の在り方につきましては、地方団体の取組状況などを踏まえて判断してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　何回も言いますが、継続的にやらないと、一回やれば終わりではないので、そのときになったら検討いただけるということですが、是非とも積極的に継続、財政支援をお願いいたします。

　次に、災害時の賠償問題について、現場の職員が恐れている事項があるのでここで質問させていただきます。

　水害の場合、小さな川から大きな川へポンプアップで流すということがあるんですが、排水機場でポンプ稼働をするかどうかというタイミングの問題です。ポンプアップしなければ内水氾濫が起きてしまうし、ポンプアップしてしまったら外水氾濫、大きな河川が氾濫してしまってもっと被害が拡大するかもしれないという、本当に難しいタイミングが現場のこの職員に求められているんです。

　実際に、ポンプアップしなかったがゆえに内水氾濫が起こってしまって、住宅に浸水がして被害が及んだという住民の方が職員に対して、なぜポンプアップしなかったのかということを訴えてくることがあります。機場の職員が個人賠償請求をされるおそれがあって、実際に自治体で住民から賠償請求されている事例もあります。

　今のところ、当該自治体が職員個人に賠償請求されても個人に対して賠償させるという事例はありませんが、こういったリスクを避けるためにも国家賠償法の見直しが私は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○竹内努　法務省大臣官房政策立案総括審議官　お答えいたします。

　委員御指摘のとおり、そのような事例の場合には国家賠償法の適用が問題になるかと思われます。国家賠償法の一条一項でございますが、公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うと規定をしております。そして、判例でございますが、国家賠償法に基づく責任を負うのは国又は公共団体であって、公務員個人はその責任を負うものではないとしております。

　したがいまして、地方公共団体の職員が職務を行う中で他人に損害を与えてしまって、地方公共団体が被害者に対して国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うという場合でありましても、当該職員個人は損害を賠償する責任を負わないと考えられます。

**○岸まきこ**　やっぱり機場で、そのポンプアップの職員が実際に住民に、おまえ、訴えてやるぞというふうに言われてしまっている事例が発生したりして、本当であれば、判例は判例でいいこと、その求めないというのは、勝ち取っていっているものなのでいいとは思うんですが、やっぱり根本的には、法律を改正しないといつまでたってもちょっと職員が不安だという問題が残っているということです。

　河川の氾濫で流木が更に被害を広げることがあります。先ほども森林環境譲与税についてお話が出ていましたが、この流木問題であったり土砂災害には、治山や森林を守るということが重要になってきます。

　森林環境譲与税が創設されたことは評価しているんですが、一方で、まだまだ配分の問題が残っています。どうしても人口の多い都市部への配分が多くて、地方への、実際に森を管理する地方への配分が少ないという問題が残っています。こういったことは速やかに解消すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　森林環境譲与税の譲与基準でございますが、人口三割と設定いたしましたのは、森林整備を進めるためには都市部での木材利用を促進することにより木材の需要を高める必要があること、それから、都市部の住民を含めた国民全体の森林環境税の理解が必要であることなどを総合的に勘案したものでございます。

　森林環境譲与税の譲与基準の見直しにつきましては、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議にもございますとおり、各地方団体の森林整備の取組や施策の実施状況を見極めて検討してまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　附帯決議にもあるとおり、やっぱり一日でも早く、森林管理をする実際に地方に配分が多くなるように重ねてお願いいたします。

　ここからは、ふるさと納税について質問をいたします。ふるさと納税に関してなんですが、前段にちょっと違うテーマをお話しします。

　三月十五日の参議院予算委員会で、福山議員の質問に菅総理が答弁の中でこんなことをおっしゃっていました。私は官僚を辞めさせると言いましたけど、私は政策によって違う方異動させているわけです、終わったらまた戻して、出世している人もいますよと言っていたんです。昨年の九月にも、民間のテレビ番組で、政策に合わない官僚がいた場合には異動してもらうという発言をされていたようです。これは問題だと私は考えます。

　例えば、自治体における、ある市の市長が選挙で当選しているからといって、誤った方向へ向かいそうな制度とか政策に行政のプロである市役所の職員が従っていたのでは、公平性とか重大なミスを導いてしまうかもしれません。議会も含めて、決まった制度や政策に、意に反するから仕事をしていないというんだったら別な理由での人事異動になるかもしれませんが、まず、自分に意見をされたから異動させる、政策に意見したから異動させるというのはあってはならないと思います。

　確認しておきたいんですが、武田大臣は、自分の意に反する意見を言われても、だからといって不当に異動させるようなことはございませんよね。

○武田良太　総務大臣　総務省幹部の人事に関しましては、私自身、任命権者として適材配置の人事を行ってまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　ちょっと余りはっきりとは言っていただけないですけど、イエスしか言わない人を周りに置かなければ誤ったことにもなりがちなので、むしろ意見をどんどん出してくれる方を大事にしていただいた方がよろしいかと思います。

　その菅総理が総務大臣だったときに、ふるさと納税という制度を創設しました。

　ふるさと納税の創設に際して、当時、問題点を指摘した官僚がいたと報道されています。当時の自治税務局長と言われていますが、そのとき指摘していた問題点というのは、高所得者を優遇し、自治体の返礼品競争を過熱させるおそれがあるということでした。ふるさと納税によっての評価は賛否両論ございます。私は、そのときに官僚が指摘したとおりになっているんではないかと考えます。

　ふるさと納税について問題点をこれから挙げていきますが、まず大臣にお聞きします。デメリットの部分、課題について、大臣はどんなことを把握されているでしょうか。

○武田良太　総務大臣　ふるさと納税につきましては、御指摘のように、過度な返礼品競争などを背景に、令和元年六月に指定制度が導入されました。返礼品を提供する場合には、返礼割合を三割以下かつ地場産品とすることといった基準が法令で定められました。

　このルールの下で、各地方団体の御協力と納税者の皆様の御理解をいただきながら、制度の適正な運用に取り組んでいくことが重要だと考えております。

**○岸まきこ**　総務省のインターネットサイトを見ると、ふるさと納税に三つの大きな意義があると掲載されています。その一番目に掲げているのが、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になりますと記載されています。確かにそういう一面もあるかもしれませんが、残念ながら、だけど、私は逆なんじゃないかと感じることがあります。

　ふるさと納税の申込手続の期限というのは十二月ですよね。十二月のあるときに、私、公共交通に乗っていたんです。そうしたら、車内でこんな会話が、ふるさと納税の会話が聞こえてきました。ざっくりと言うと、ふるさと納税やりましたかと話しているんですよ。やっていないともう一人の人が答えたときに、もう一人の人が、やっていないのは損だよと、ふるさと納税やった方が物が返ってくるし、税金を納めてもその分返ってくるんだから、やらない方がもったいないよという会話をしていたんです。

　私は、この会話を聞いたときに、元々自治体の職員ですから地方税というのを大事にしています。すごくがっかりしました。あっ、税金ってこんなふうに払いたくないと思われているというのは感じていましたけど、なおかつ痛税感があるんだなというのと併せて、何でこんなことになっているんだろうと残念でなりませんでした。税の意識というのは高まるどころか商品と思われているし、納税意識は低下しているのではないかと考えます。

　武田大臣にお聞きするのは大変失礼かとは存じますが、改めて、個人住民税に対する基本的な考え方、お伺いできますか。

○武田良太　総務大臣　個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う地域社会の会費的な性格を有するものであり、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割を果たしていると考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　そうなんです。地域の住民を支える基幹税で、大事なものなんです。ですが、このふるさと納税は税の本質が損なわれていると感じる部分があります。

　今日、配付資料を見ていただきたいです。配付した資料は、地方別のふるさと納税の収支状況、要は、ふるさと納税で入ってきた金額とふるさと納税でほかの自治体に出ていった、流出した金額というものの一覧表となっています。九つ、全国九つのブロックに分けた表になっています。

　大都市圏だけではなくて、財政的に苦しい地方の市町村でも、ふるさと納税の受入額よりも住民がほかの市町村へ寄附をしてしまって、本来は入ってくるであろう住民税が入ってこないという損失を受けています。ふるさと納税によって赤字になっている、正確には赤字とは言わないかもしれませんが、収支が入ってきていない市町村があるんです。二〇一九年度、千七百四十一団体のうち三百八十八団体、率にすると二二・三％となっています。二〇一五年度は五百十九団体だったので、団体数としては少なくなりました。

　しかし、金額を見てほしいんですが、赤字金額というのが大きくなっています。関東、東海、近畿が一番大きな金額なんですが、ここは二〇一九年度、一千四百四億七百万円。ちなみに、二〇一五年度は三百六十一億六千六百万円でしたが、金額がより大きくなって、ほかの町へ流れてしまっているんです。三大都市圏以外の北海道から沖縄までを見ても、二〇一五年度は全部で五十二億五百万円だったのが、二〇一九年度は百九十一億四千四百万円。全国の計では、二〇一五年度、四百十三億七千百万円だったのが、二〇一九年度、千五百九十五億五千百万円。ふるさと納税として入ってきて、税収が増えている千三百五十三団体にとってはよいのかもしれませんが、減った団体は億を超える減収となっています。

　大都市では多額の税金流出が発生し、それまでは提供できていた住民サービスが、税収の減少により低下につながっています。制度の問題点であり、行き過ぎていると考えますが、どう捉えているでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答え申し上げます。

　ふるさと納税制度は様々な意義があろうかと思いますけれども、実質的に個人住民税の一部を地方団体間で移転させるという効果ということがございますので、ちょっとこのデータ自体を私ども検証したことは、してはおりませんけれども、こういった、ある意味では損得ということがあるというのは、制度があることから当然あり得ることだというふうに受け止めております。

**○岸まきこ**　これ、減収となったところは交付税で基準財政需要額として補填しているというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　地方税法の特例措置の規定に基づきますふるさと納税制度により生じます各地方団体の個人住民税の減収でございますけれども、これは、地方交付税の基準財政収入額の算定において反映をしております。

　具体的には、ふるさと納税制度に伴います寄附金の税額控除による個人住民税の減収は個人住民税の収入見込額から控除することとしておりまして、その結果、減少分の七五％が基準財政収入額に反映されることとなります。

**○岸まきこ**　今お話しいただいたように、七五％なんですよ、補填されているのは。それと、不交付団体については入ってきていないんです。実際に東京都とかはそのまま減収になっている、そんな制度になっています。しかも、交付税で補填するといっても、最初からこんな複雑な制度にしないで、そもそも普通交付税で実際に配分すればいいんじゃないかなと考えます。

　また、次の質問に入りますが、ふるさと納税の受入額と件数は二〇一四年度から増えているんですね、今日、ちょっと表を付けていませんが。これは、ふるさと納税の返礼品を自治体に代わって掲載するサイトというのが、インターネットサイトというのが出現しまして、テレビで宣伝することによって広く国民の皆さんも、あっ、ふるさと納税ってあるんだということにつながりました。

　いい面としては、今まで触れる機会がなかった市町村を知ることにつながったという利点はあるんですが、一方で、ネット販売のように商品化されてしまって比較されるようになりました。返礼品競争をあおることにつながってしまったのではないでしょうか。先ほどの質問にもつながりますが、地方財源を市町村間で奪い合う形になっています。

　インターネットポータルサイト、良い面と悪い面があると思いますが、総務省としてどのように考えていますか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　ふるさと納税に係るポータルサイトについてでございますが、ふるさと納税に取り組む地方団体に関する情報を容易に見比べられるようにして、ふるさと納税を国民の皆様に浸透させる役割を果たしてきた一方で、地方団体がこうしたポータルサイト上においてそれぞれの取り扱う返礼品について積極的にＰＲをしたことなどにより、結果として地方団体間の返礼品競争の要因の一つとなった面もあるものと考えております。

　そのため、令和元年六月に導入いたしました指定制度においては、募集適正基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象団体として指定することとし、その募集適正基準の中で、ポータルサイトなどにおいて適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことも規定したところでございます。

　総務省といたしましては、各ポータルサイト運営事業者においてこの指定制度の下で適切な対応を行っていただきたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当に、ネットで検索すると本当寂しいぐらいカニとか肉とかが人気になっていて、ほかのところはなかなか本来の意味でのふるさと納税につながっていないんじゃないかという側面があります。それと、こういったポータルサイトではないところの個人の方なんですが、残念ながら、競争率というか、あおるような返礼品率というのをランキングにしている個人の方もいて、こういったこともちょっと問題になっていると感じます。

　ふるさと納税は、自治体の担当職員にとっては大変な業務を強いているんです。税の本質や費用対効果を考えてもおかしいと感じながら業務に当たられている方もいらっしゃいます。

　そもそも居住地課税の原則にそぐわないという点をどうお考えでしょうか、お伺いします。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　御指摘の点につきましては、制度創設時のふるさと納税研究会報告書におきましても、寄附金額のうちどの程度の割合まで税額控除の対象として認めるかについて、負担の公平感を損なわない程度の水準とする必要があると指摘されたところでございます。

　こうした指摘も踏まえまして、ふるさと納税の制度設計に当たっては、住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少することのないよう、特例的な控除額は個人住民税所得割の二割を上限といたしているところでございます。これにより個人住民税の大半は住所地団体に残ることとなりますので、応益性にも配慮した仕組みとなっていると考えております。

**○岸まきこ**　その二割というので、例えばコロナのことで先日のニュースで見たのは、コロナで地元の業者の方がすごく売上げが落ちたので、今まで一割だったのを二割に上げたという事例もありました。そういった意味でいうと、全部が全部悪いというわけではないんですが、やっぱり見直すところは見直すことが必要だと考えています。

　なおかつ、さっきも言いましたけど、職員のことを考えると、商工、観光とか農林水産の担当の職員だったら別なんですが、納税担当者がこのふるさと納税に携わっているときがあるんですよ。本来は、税金を集める、的確に集める、若しくはその納税者がどうしても払えない事情に寄り添って対応する部署です。必要によっては生活福祉とかに、支援に結び付ける大事な部署なんです。でも、これが営業マンのことをやらなきゃいけないという、その葛藤も残っています。本当に問題があると考えます。

　それと、憲法第三十条の納税の義務はなぜあるかということにもつながってくると思うんですね。ふだんは気付きにくいことですが、国や自治体の活動によって公共の福祉を受けているんです。コロナにおいても、水道とかも大事ですし、道路を直したり、消防とか教育とか、そういった多くのものの資金源となっているのに、住んでいる地域で受けている公共サービスに入れないで、ほかのところ。いろんな関係があるのは、全てが全て否定はできないですが、やっぱり問題なんじゃないかと、居住地の原則というのが必要だと考えます。

　次の質問なんですが、大規模災害を受けた被災自治体のところで聞いてきた話なんですが、災害直後に応援の意味で全国からふるさと納税がたくさん集まったそうです。それは、すごい被災地にとって心強くて、一つの支援で有り難かったと伺っています。ただ、返礼品の業者にとっても利益となりまして、そこの業者が、なかなか難しい問題なんですが、たくさん集まったので返礼品が追い付かなくなって、製造が追い付かなくなって、工場を増設したという問題がありました。しかし、次の年、残念ながらふるさと納税の額はがくんと減りました。

　本当に、地元の特産品の適正価格であったり、地場産業の自治体依存という悪影響を生み出しているのではないかと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　地場産業との関係でございますけれども、各地方団体の返礼品の調達に当たりましては、返礼品提供事業者に対し、ふるさと納税制度の趣旨や仕組みを丁寧に説明し、その御理解をいただきながら行うということが重要と考えております。その上で、ふるさと納税制度が地域資源を活用した地域経済の活性化につながっていくことを期待しているところでございます。

**○岸まきこ**　ちょっと余り答えにはなっていない気もするんですが、次の質問に行きます。

　ふるさと納税で全国各地で問題が起きているのは御承知かと思いますが、高知県奈半利町で返礼品をめぐる汚職事件が発覚してから一年を迎えることとなりました。全国屈指の寄附を集めて、町の税収三億円だったんです、それまで。三億円だったのが、ふるさと納税で三十九億一千万円と通常の税収の十倍となって、結果として、真面目だった職員が寄附額を集め続けることに固執し、徐々におかしな方向へと向かっていきました。間違いを起こすことになってしまったと言わざるを得ません。奈半利町はふるさと納税制度から除外されることになりましたが、返礼品業者は町のために貢献してきたのに整備した工場を引き払うことになったと、やるせない思いを抱くことになったと新聞に掲載されていました。

　これは、一人の職員のモラルという問題ではないと考えます。総務省として、この事件、どう捉えていますか。制度の問題ではないでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　昨年の七月、高知県奈半利町が法定返礼品基準に違反する返礼品の提供を行っており、基準に適合する団体でなくなったことが確認されました。このため、地方税法の規定に基づき、奈半利町の指定を取り消すこととしたものでございますが、こうした事案が生じたことは大変残念でございます。

　私どもといたしましては、この事案を受け、各地方団体に対し、指定の申出に当たっては改めて地場産品基準への適合性を確認することなどを求めたところでございまして、今後とも制度の適正な運用に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当にふるさと納税って恐ろしいもので、たくさん集めたら、次の年もたくさん集めるためには、やっぱり過度にならざるを得ないというような状況にあります。やっぱり制度の問題じゃないかなと私は考えています。

　それと、先ほども言いましたが、菅元大臣に創設当時に官僚が諫言していたとおりに、所得が高い人ほど税控除額が高くて高所得者の優遇となっています。納税者にとっても公平とは言えないのではないでしょうか。その点どうでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答え申し上げます。

　先ほども御答弁申し上げましたが、ふるさと納税制度における特例的な控除額は、個人住民税所得割の二割が上限となっておりまして、一定の制限が設けられております。

　それから、高所得者優遇との御指摘でございますけれども、一部の地方団体が過去に過度な返礼品を提供していたことが主な要因と考えられますが、指定制度の導入以降は一定のルールの下で、各地方団体において制度の趣旨に沿った運用に取り組んでいただいているものと受け止めているところでございます。

**○岸まきこ**　何かちょっとだけかみ合っていないような気もするんですが。

　高所得者がやっぱり上限額がないということもあって、すごく高い商品が戻ってきていたり、何というんですかね、公平性に欠く制度になっていると思います。本来、しかも、その高所得者がきちんと高額を税収として納めていただくことによって公共サービスというのは成り立っているのに、何だかそれが応益負担になっていないという問題点は指摘せざるを得ません。

　先ほどは歳出について自治体からの流出を指摘しましたが、入ってくる面でも問題があります。歳入面です。

　自治体に毎年度安定的なふるさと納税が入ってくるとは限りません。残念ながら、一部の自治体では、ふるさと納税を当てにして予算を組んでしまっている、中長期的な予算を組んでしまっているという自治体が見受けられます。一過性の予算増減による税収の不安定さが出てしまっているんですが、こういった実質ふるさと納税に頼ってしまって影響が出ている自治体はあるのではないでしょうか。その点はどう捉えていますか。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　ふるさと納税によります寄附金は、あくまでも個人の自発的な意思に基づく収入でございまして、経常的なものと言えず、年度間の変動も大きいため、御指摘ございましたように、実際の収入と予算計上額との間で大きな差が生じる場合があるわけでございます。

　地方団体におきましては、ふるさと納税のような経常的でない収入に過度に頼らない財政運営を行うことが適当でございますし、あるいは、ふるさと納税による収入が多額に上る場合につきましては財政調整基金に積み立てるなど、状況に応じて年度間の変動に対応できるようにすることが必要であると考えております。

**○岸まきこ**　今回、ふるさと納税について中心的に質問をさせていただきました。

　武田大臣、質問を聞いていただいたと思いますが、ふるさと納税は地方の活力を生んでいるとか、地方の創意工夫によって資金源になっているとか、メリット面は国は前面に出していってどんどん進めようとしていますが、一方で、こういった様々な問題が含んでいます。決して良い面ばかりではありません。納税者としては、なるべく税金として払う金額は少なくしたいと思う人もいるでしょう。

　大臣、最後に、こういったふるさと納税制度の見直しをお願いしたいのですが、大臣の御見解をお伺いいたします。

○武田良太　総務大臣　今メリット、デメリット等御指摘ありましたけれども、とにかくこの税金というのは、納税者の皆さんの深い御理解をいただけるようにしっかりとした制度整備をしていかなくてはならないと思っております。

　今後とも適正に運用されるよう取り組んでまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　是非、本当にまだまだこのふるさと納税制度、まだ出していない部分の問題点がありますので、引き続き、やっぱり税、地方の税財源、財政をきちんと安定化させるための制度に見直しをお願いしたいのと、引き続き地方交付税を含めた地方財源の確保をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

　ありがとうございました。